

佐賀北薬局 居宅療養管理指導運営規程

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき、薬剤師の居宅療養管理指導を必要と認めた利用者に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。 ④医師と協力して介護保険上のサービス等に関する、相談や、苦情処理を引き受けます。

2. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

3. 担当薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

4. サービス提供の実施地区

佐賀市周辺地区とします(武雄市一部を含む)

5. 緊急時の対応等

①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

* 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族様、関係医療機関、市町村等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録を行います。

6. 利用料

「サービスの利用料は、以下の通りです。」

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス費として

単一建物居住者が1人 1回1割:518円、2割:1036円、3割:1554円

単一建物居住者が2～9人 1回1割:379円、2割:758円、3割:1137円

単一建物居住者が10人以上 1回1割:342円、2割:684円、3割:1026円 (月4回まで)

②特別な薬剤が使用されている場合

1回 100円(ただし月 4回まで)

③交通費として 実費請求致します

* 上記のほか今までと同様、薬代や薬剤の調剤に係わる費用の一部を御負担頂きますので
あらかじめ御了承ください。

7. 個人情報の取扱いについて

当事業所では、利用者の個人情報を以下の通り、取扱いいたします。

- ・薬機法・薬剤師法・保険療養担当規則等の法律に準拠した調剤の実施ならびにお薬の服用に際しての安全性の確保等のための薬事情報の提供
- ・調剤業務、服薬指導に際して、医療機関との連携のため
- ・医療の提供を行うために必要な他の医療機関からの照会への回答
- ・お薬の服用に関してのご家族、介護者に対する情報提供
- ・保険請求業務(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)

以上の目的以外で利用者および個人情報を利用する場合、利用者ご本人およびご家族に個別理由を説明し、同意を得たうえで、行うものといたします。ただし、緊急の場合、当事業所が必要だと判断した場合は、利用を優先し、後ほどご説明させていただきます。